

川越市一般競争入札公告 川越市公告契約第 320 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和 7 年 8 月 21 日

川越市長 森 田 初 恵

1 入札対象委託

(1) ア 委託名

小学校消防用設備保守点検業務委託（その 1）

イ 委託場所

川越市郭町 1 丁目 21 番地ほか 15 箇所

ウ 委託の概要

小学校及び学童保育室に設置されている消防用設備等における、点検及び報告書作成の業務を委託するもの。

エ 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日 まで

オ 担当課

川越市教育総務部教育財務課

(2) ア 委託名

小学校消防用設備保守点検業務委託（その 2）

イ 委託場所

川越市むさし野 14 番地 1 ほか 15 箇所

ウ 委託の概要

小学校及び学童保育室に設置されている消防用設備等における、点検及び報告書作成の業務を委託するもの。

エ 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日 まで

オ 担当課

川越市教育総務部教育財務課

(3) ア 委託名

中学校消防用設備保守点検業務委託（その 2）

イ 委託場所

川越市大字藤間 10 番地ほか 11 箇所

ウ 委託の概要

中学校に設置されている消防用設備等における、点検及び報告書作成の業務を委託するもの。

エ 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日 まで

オ 担当課

川越市教育総務部教育財務課

(4) ア 委託名

中学校消防用設備保守点検業務委託（その 1）

イ 委託場所

川越市小仙波町5丁目6番地ほか9箇所

ウ 委託の概要

中学校に設置されている消防用設備等における、点検及び報告書作成の業務を委託するもの。

エ 委託期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

オ 担当課

川越市教育総務部教育財務課

2 入札日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月5日（金）

1 (1)の業務委託 午後3時20分

1 (2)の業務委託 午後3時30分

1 (3)の業務委託 午後3時40分

1 (4)の業務委託 午後3時50分

(2) 場所

川越市役所 3A会議室（本庁舎3階）

3 支払条件

2回払いとする。

4 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から入札日までの期間において、引き続き次の要件をすべて満たすこと。

(1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の建築物の管理に関する業務の大分類「点検・検査業務」、小分類「防災設備」に登載されている者であること。

(2) 川越市内に本店を有し、その本店で資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定される消防設備士（甲種若しくは乙種1類、3類、4類及び5類、並びに乙種6類）の免状を有する者、または一般財団法人日本消防設備安全センターが交付する第1種及び第2種の消防設備点検資格者免状を有する者と本入札の公告日以降、直接的、恒常的な雇用関係にあり、その者を契約締結日以降本委託業務に配置できる者であること。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の3第3項及び同法規則第6条の5第2項に規定される防火設備検査員資格者証を有する者と本入札の公告日以降、直接的、恒常的な雇用関係にあり、その者を契約締結日以降本委託業務に配置できる者であること。

(5) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 川越市契約規則（昭和49年規則第21号）第2条の規定に該当している者であること。

(7) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(8) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(11) 1(1)から1(4)の委託名ごとにおいて、当該委託の他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関

係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア） 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア） 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。

（イ） 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

ウ 組合関係

次に該当する２者の場合。

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合。

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合。

(12) 1(1)の入札を落札した場合には、当該落札者は1(2)の入札には参加することができない。

1(3)の入札を落札した場合には、当該落札者は1(4)の入札には参加することができない。

5 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札及び契約に関する手続については、施行令、川越市契約規則、川越市競争入札等参加者心得等の定めるところとする。法令等については、川越市総務部契約課（本庁舎３階）又は川越市ホームページ等で閲覧することができる。

6 開札

即時開札

7 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

免除

10 委託完成保証人

市長が必要と認めた場合は、受注者と同等の資力、能力、信用のある一業者。

11 再委託

禁止

12 仕様書

仕様書は、川越市ホームページに掲載する。

掲載期間

令和7年8月21日（木）から令和7年9月5日（金）まで

1.3 入札参加申込

4の入札参加資格を満たす者で1(1)から1(4)の入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を委託名ごとに提出すること。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（川越市指定様式）

イ 市税の納付に係る誓約書兼同意書（川越市指定様式。本市より市税として課されている税がなくても提出すること。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書（川越市指定様式で本入札の公告日以降に本市が証明したもの。（写し可））を提出すること。）

ウ 資本関係・人的関係調書（川越市指定様式）

エ 配置予定技術者報告書兼雇用確認書（川越市指定様式）

オ 4(3)の免状の写し

カ 4(4)の資格者証の写し

(2) 提出先

川越市元町1丁目3番地1 川越市総務部契約課（本庁舎3階）

(3) 提出方法

持参

(4) 受付日

令和7年8月21日（木）から令和7年8月28日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

1.4 その他の事項

(1) 入札回数は、同一の入札につき3回を限度とする。

(2) 川越市契約規則第12条に該当する入札は、無効とする。

(3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(4) 入札書は、川越市指定様式を使用すること。

(5) 入札参加者の代理人は、入札時に代理人の印鑑を持参するとともに、委託名ごとに委任状を提出のこと。

(6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合は、川越市談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがあること。

1.5 特記事項

(1) **本業務委託は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約である。**

(2) 詳細は仕様書によるものとする。

1.6 異議の申立て

入札に参加した者は、入札後は施行令、川越市契約規則、川越市競争入札等参加者心得、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

1.7 問い合わせ先

(1) 公告の内容

川越市総務部契約課（本庁舎3階）

(2) 委託の内容

川越市教育総務部教育財務課